

我が国の危機管理について

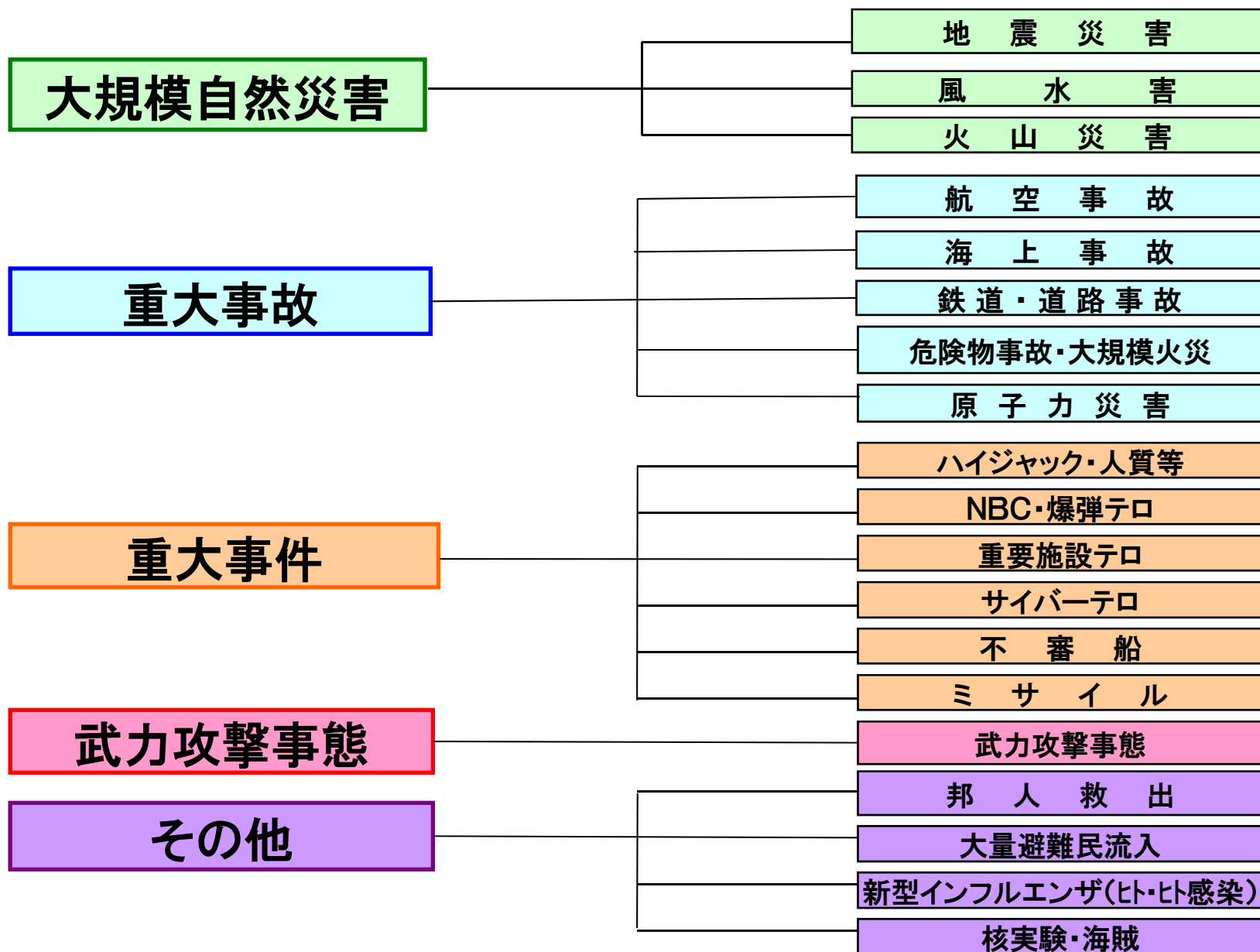
「国家安全保障会議の創設に関する有識者会議」

第2回会合 説明資料

「危機管理」とは

- 国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止をいう。(内閣法第15条より)

緊急事態の主な分類



内閣危機管理監／我が国の危機管理体制

内閣危機管理監 (Deputy Chief Cabinet Secretary for Crisis Management)

【内閣法】

第15条 内閣官房に、内閣危機管理監一人を置く。

2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。)に関するもの(国の防衛に関するものを除く。)を統理する。

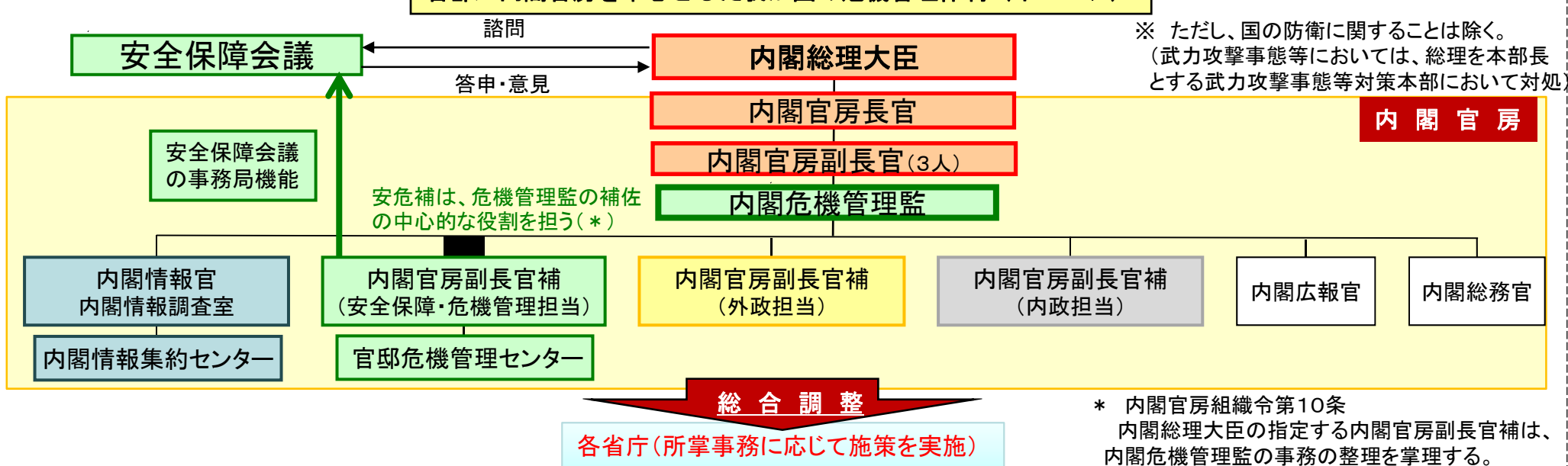
「内閣危機管理監」が実態として担っている役割

- 緊急事態に対し、**内閣として必要な措置について第一次的に判断**
- 初動措置について、**内閣官房各部を指揮するとともに、自ら関係省庁を総合調整**

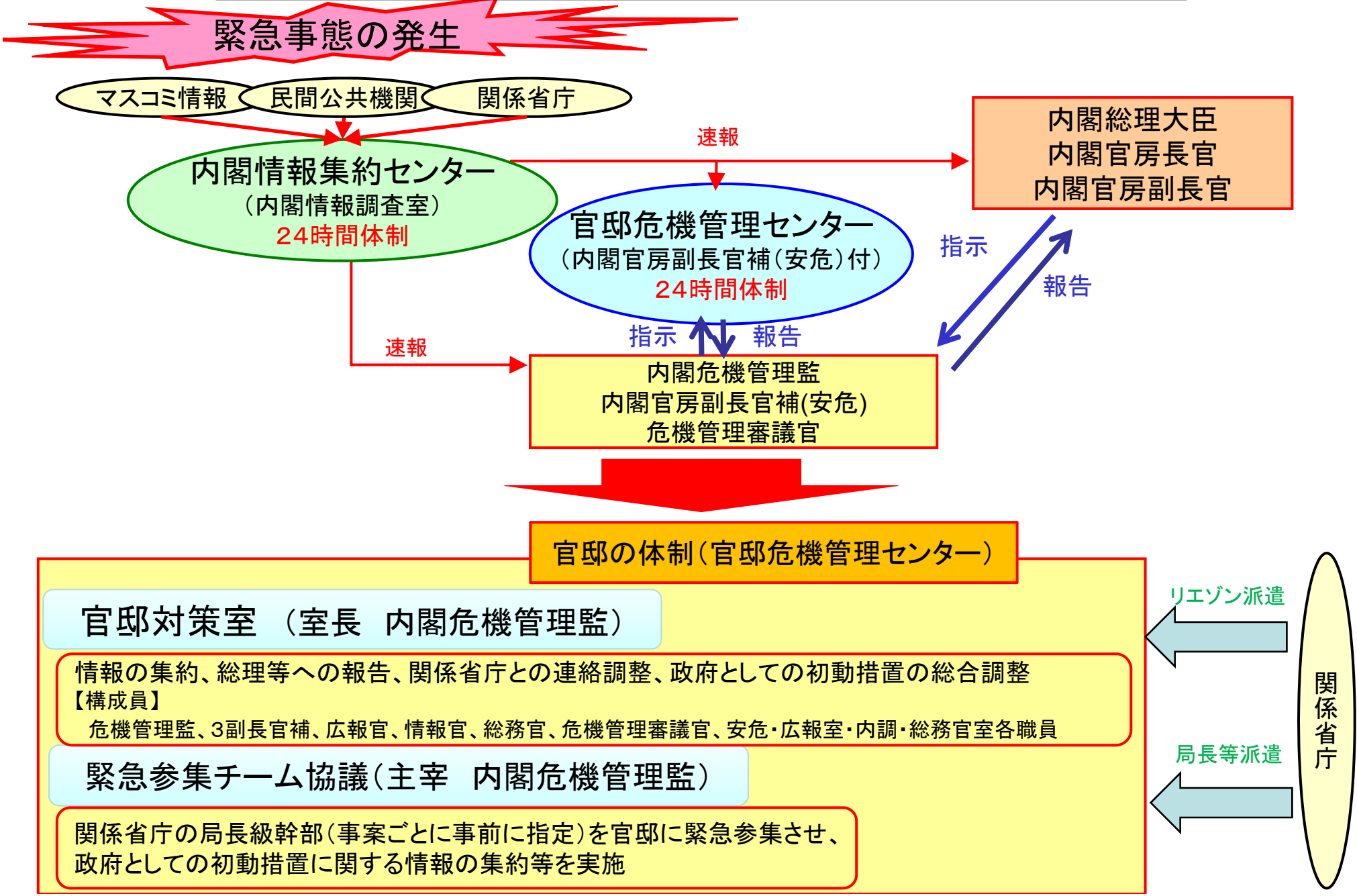
「内閣危機管理監」の所掌から、「国の防衛に関するもの」が除かれている理由

- 「国の防衛」とは、**外部からの武力攻撃への直接の対応のこと**をいうが、こうした対応は**極めて高度なレベルでの総合的・政治的判断により決定されるべきもので、総理を中心として内閣が一体となって対応すべきもの**であることから、内閣危機管理監が第一次的判断を行う性格のものではない。
- 一方で、事態発生初期段階において、**事態の様相が判明しない場合は、「内閣危機管理監」が事態対処にあたる**。
- また、武力攻撃事態等においても、武力の行使ではない、例えば避難・誘導、被災者救助といった措置は、「内閣危機管理監」の所掌に含まれる。

官邸／内閣官房を中心とした我が国の危機管理体制 (イメージ)



初動対処の流れ(事務レベル)



緊急事態発生時に設置する「対策本部」

1 法律に根拠を置く対策本部

- **武力攻撃事態等**対策本部(事態対処法第10条第1項) ○ 緊急**災害**対策本部(災害対策基本法第28条の2第1項)
- **原子力災害**対策本部(原子力災害対策特別措置法第16第1項) 等

- ① 対策本部の所掌事務の範囲内で、対策本部長が、対策本部員等(全国務大臣等)を**直接、指揮監督**
- ② 地方公共団体、指定公共機関等に対する総合調整権、指示権等、**事態に応じた特別な権限**を対策本部長(総理)に付与

2 法律に根拠を置かない対策本部

- **緊急事態一般**(国民の生命、身体、財産又は国土に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態)
→ 「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」(平成15年11月21日閣議決定)に基づく対策本部
- **重大テロ**(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズムが発生した場合)
→ 「重大テロ等発生時の政府の初動措置について」(平成10年4月10日閣議決定)に基づく対策本部 等

(対策本部長に対する法的権限が付与されるものではないが、)対策本部の設置により、**対策本部長(総理等)が、対策本部員(関係閣僚等)を招集の上、調整・指示**を行うことで、**政府全体が一体となって、迅速な事態対処を行うことが容易**となる。

